

第22期第7回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年12月16日（木）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）近年のサルボウの生息状況について（報告）・・・P1～9

（2）特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定（案）について（諮問）・・・P10～11

（3）海区漁業調整委員会事務局に勤務する職員の給与からの控除に関する
規程について（協議）・・・P12～13

（4）令和3年度の潜水器漁業の許可について（報告）・・・P14～15

（5）その他

3 閉 会

R3 サルボウ資源の状況について

R3.12.16

有明水産振興センター

【R2】

□ 令和2年7月豪雨による影響

【R3】

□ 浮遊幼生,付着稚貝の発生状況

□ 令和3年8月豪雨による影響

□ 沖合域でのサルボウ増殖試験

□ 令和2年7月豪雨による影響

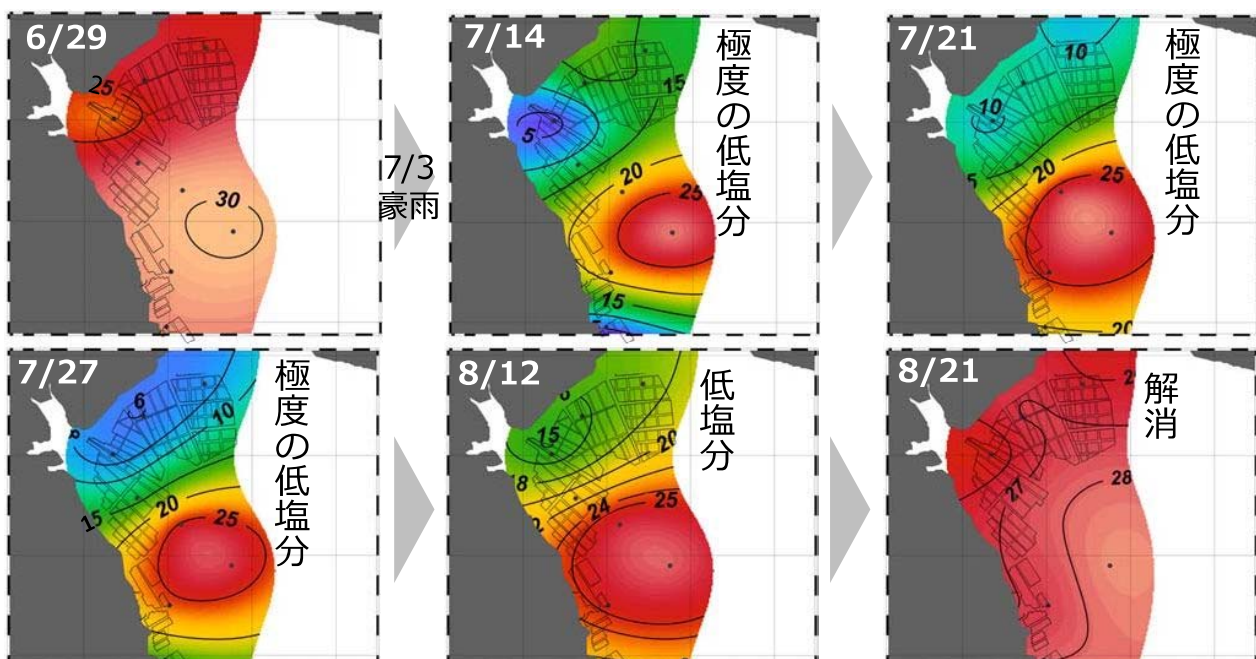
・ 6~7月の降水量 計**1,628 mm**
(平年の**2.4倍**)

塩分	斃死率 (殻長 約20 mm)	
	7日間暴露	14日間暴露
5	100%	100%
10	約 30%	約 75%

(中牟田, 2013)

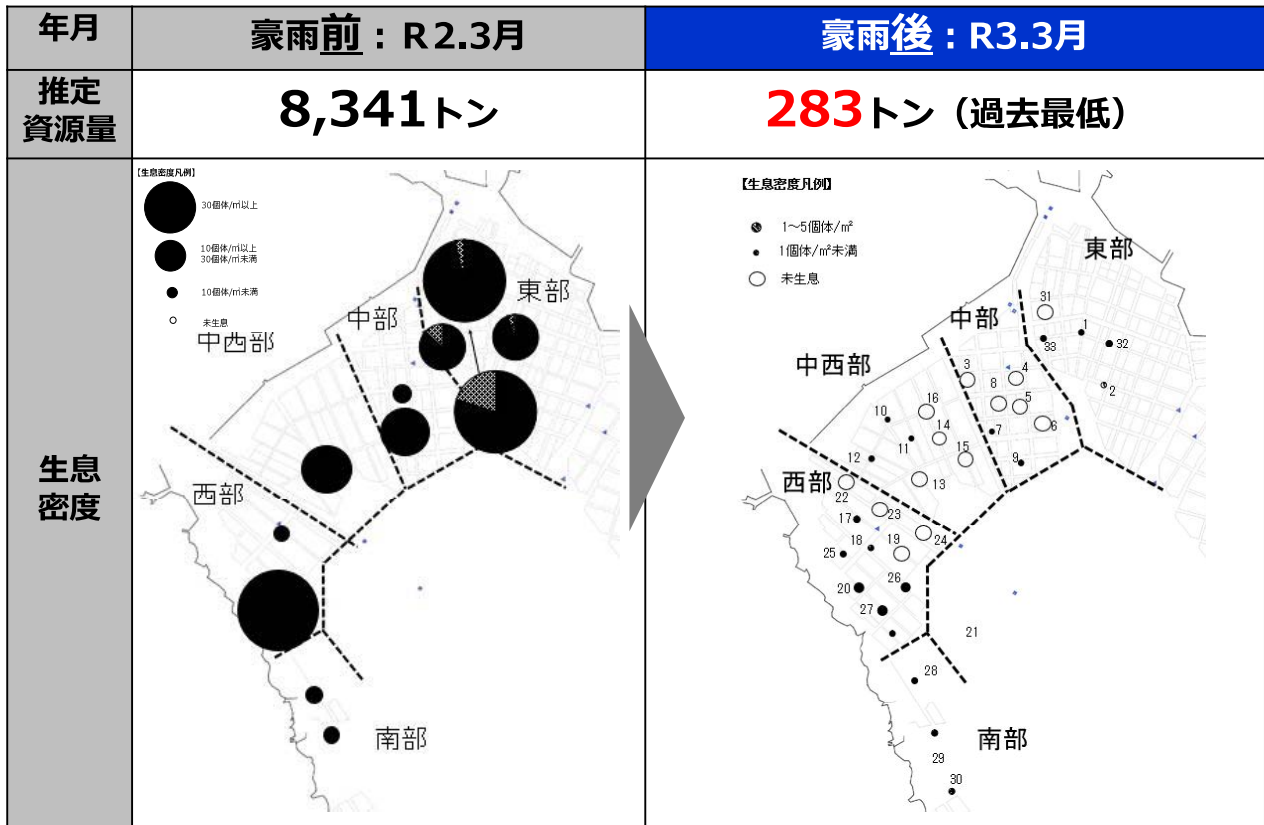
【底層 塩分】

中西部の漁場は、塩分15以下の極度の低塩分に30日程度さらされた

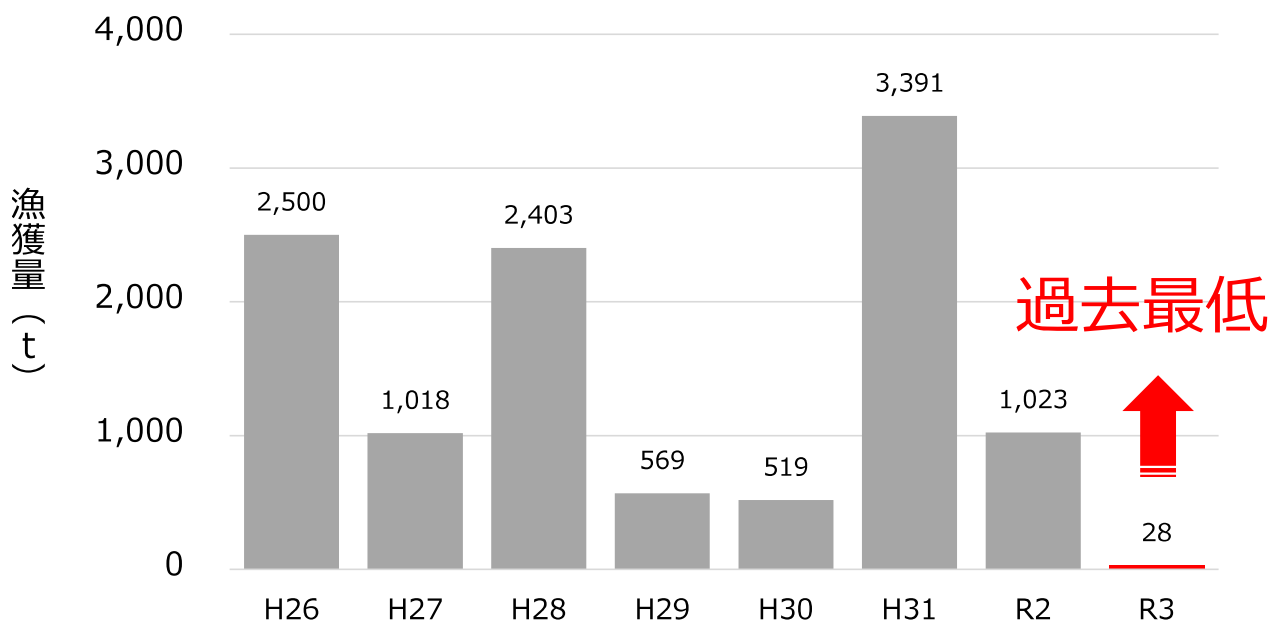


サルボウ資源への影響

サルボウ漁場 全域 で 大量減耗



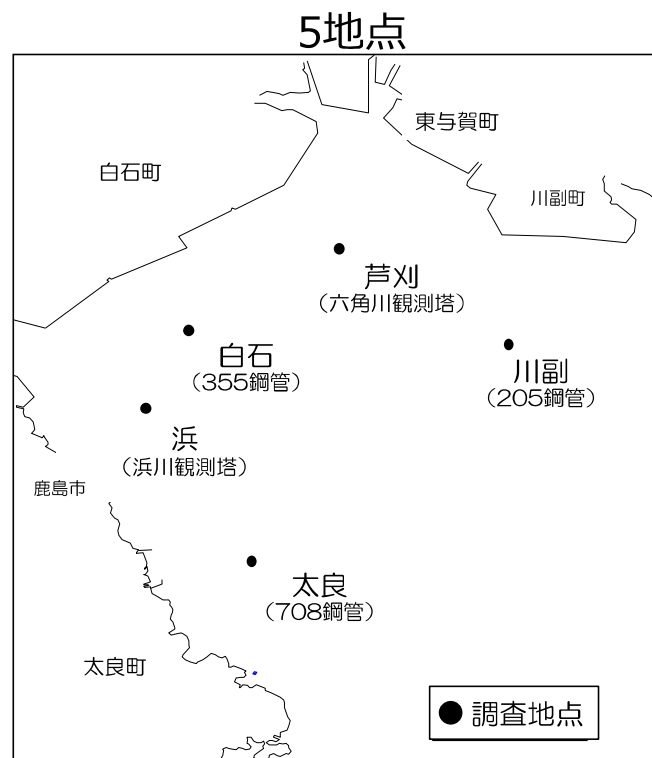
佐賀県のサルボウ漁獲量



(有明海漁協 集計値)

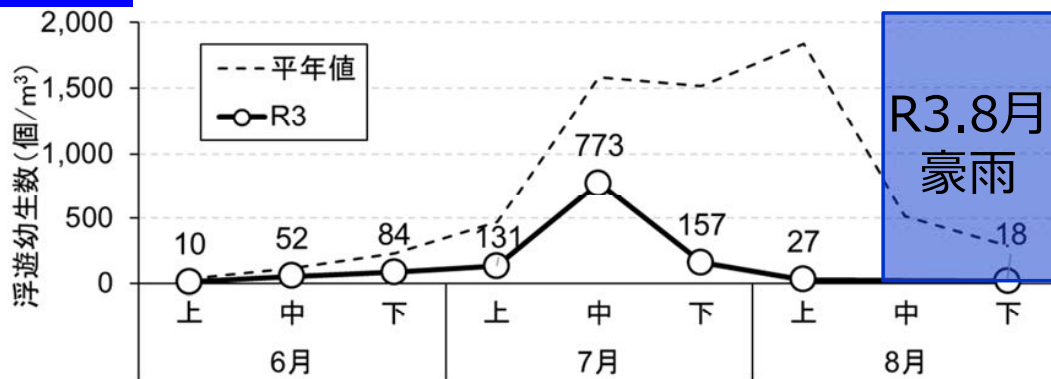
□ R3 浮遊幼生,付着稚貝の発生状況

【調査地点】

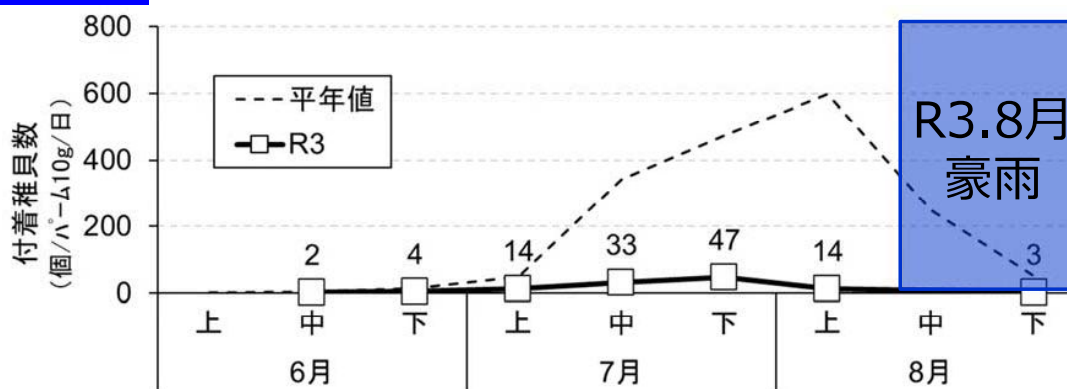


□ 結果

【浮遊幼生】



【付着稚貝】



【まとめ】

	状況
幼生数	<ul style="list-style-type: none"> 発生ピークは7月中旬で 773 個/m³であった 平年と比較して「少ない」状況であったが、 一定の浮遊幼生の発生を確認 8月豪雨は産卵期のピーク後に発生したため、 浮遊幼生発生が多寡には、影響を及ぼさなかったと推定される

現在の資源状況は**過去最低**（前年度比3%）で、

産卵母貝が**少ない**状況であるが、

一定の浮遊幼生の発生を**確認**

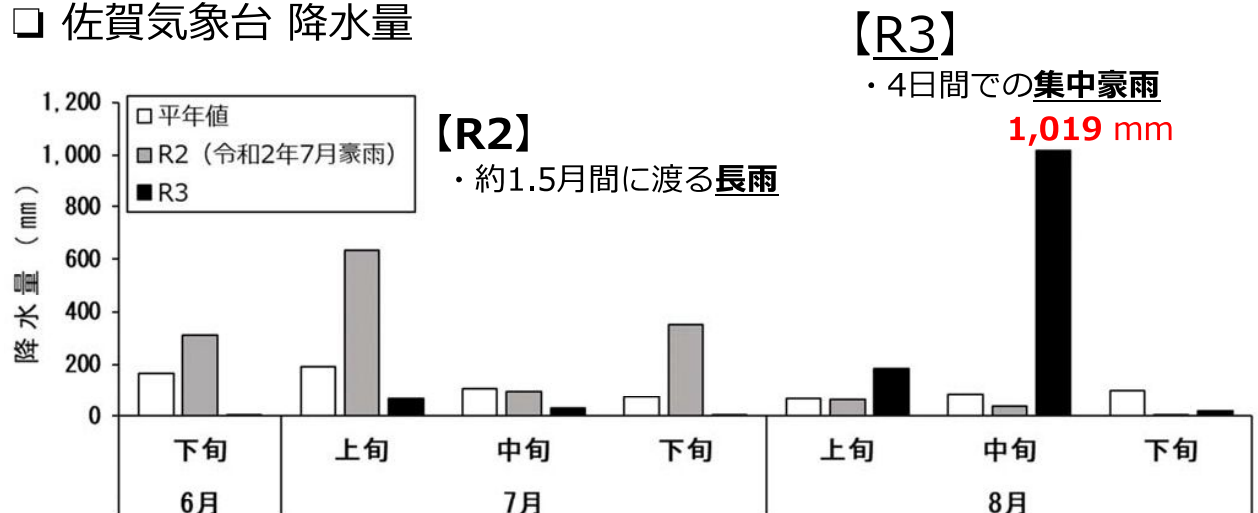
□ 令和3年8月豪雨による影響

□ 令和3年8月豪雨による影響

□ **8/11**以降、有明海の沿岸地区で記録的な「集中豪雨」

<p>72時間 雨量 観測史上最多</p> <p>(気象庁より)</p>	有明海 沿岸地区	
	佐賀県	佐賀, 嬉野, 白石, 川副, 大町
	福岡県	久留米, 八女, 柳川, 大牟田
	長崎県	諫早, 雲仙, 島原, 南島原

□ 佐賀気象台 降水量



□ 豪雨後の採苗器の残存状況

【8/23：豪雨12日後】

- ・採苗器の多くが「**残存**」していることを**確認**

中部地区の採苗器



【9/6：豪雨26日後】



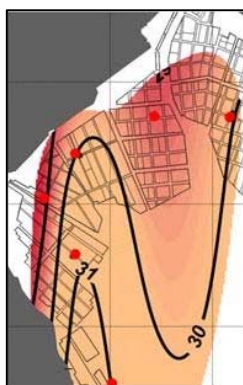
中国産メダケ

- ・中国産メダケは、豪雨で流出しておらず、大部分が残存
 - ・稚貝の付着に重要な、大量の毛（コケムシ、ヒドロ虫類）も付着
- ▼
- ・中国産メダケは、採苗器として十分に使用可能と考えられる

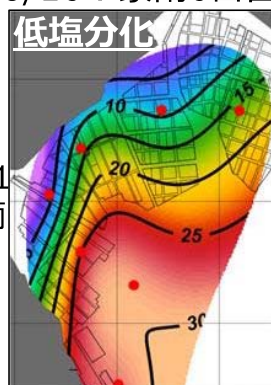
□ 底層塩分の変化

（知見）塩分15以下で、稚貝に顕著な斃死が発生する。（宮本, 2008）
（中牟田, 2013）

8/6：豪雨前

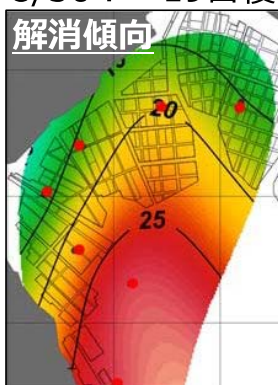


8/16：豪雨6日目



8/11
豪雨

8/30：" 19日後



9/7：" 27日後



漁場	状況
岸寄り	・塩分15以下の 低塩分状態 が 2～3週間継続
沖側	・塩分20以上で 比較的安定

岸寄りの**漁場**は、採苗器に付着した**稚貝**の**生残**に、**一定の影響**が**あった**と推定される

□ 豪雨後の付着稚貝

豪雨後（8/23, 9/6）回収の中部地区の採苗器



- ・採苗器「1本」あたり**数個**程度と著しく少ない状況



【稚貝数が少なかった理由】

- ・浮遊幼生数自体が少なかったこと
- ・豪雨後の低塩分による脱落, 斃死

【8月豪雨のまとめ】

- ・採苗器の多くは残存した
- ・着底稚貝は、低塩分により一定の減耗があったと考えられる

□ 沖合域でのサルボウ増殖試験

沖合域でのサルボウ増殖試験

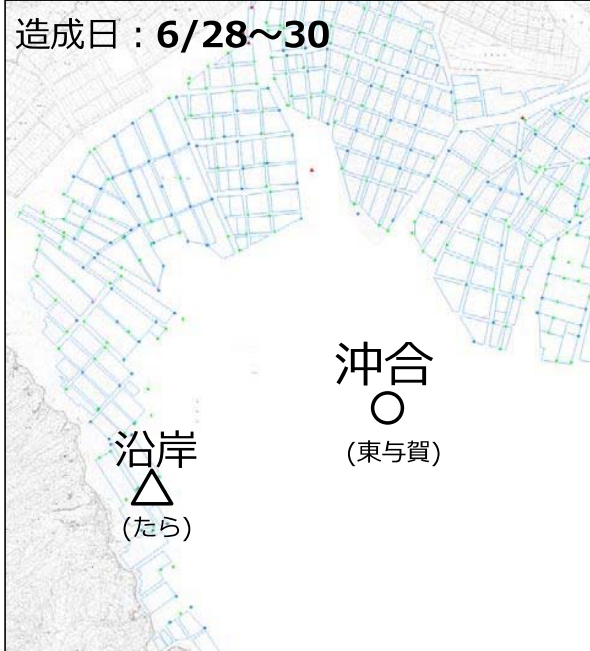
【目的】

豪雨の影響を受けにくい**沖合域**に安定した**サルボウ母貝漁場**を造成する

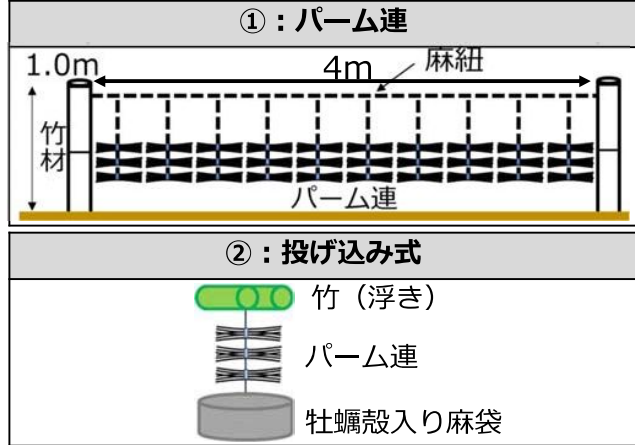
浮遊幼生の供給量を増やす！

【造成場所】

造成日：6/28~30



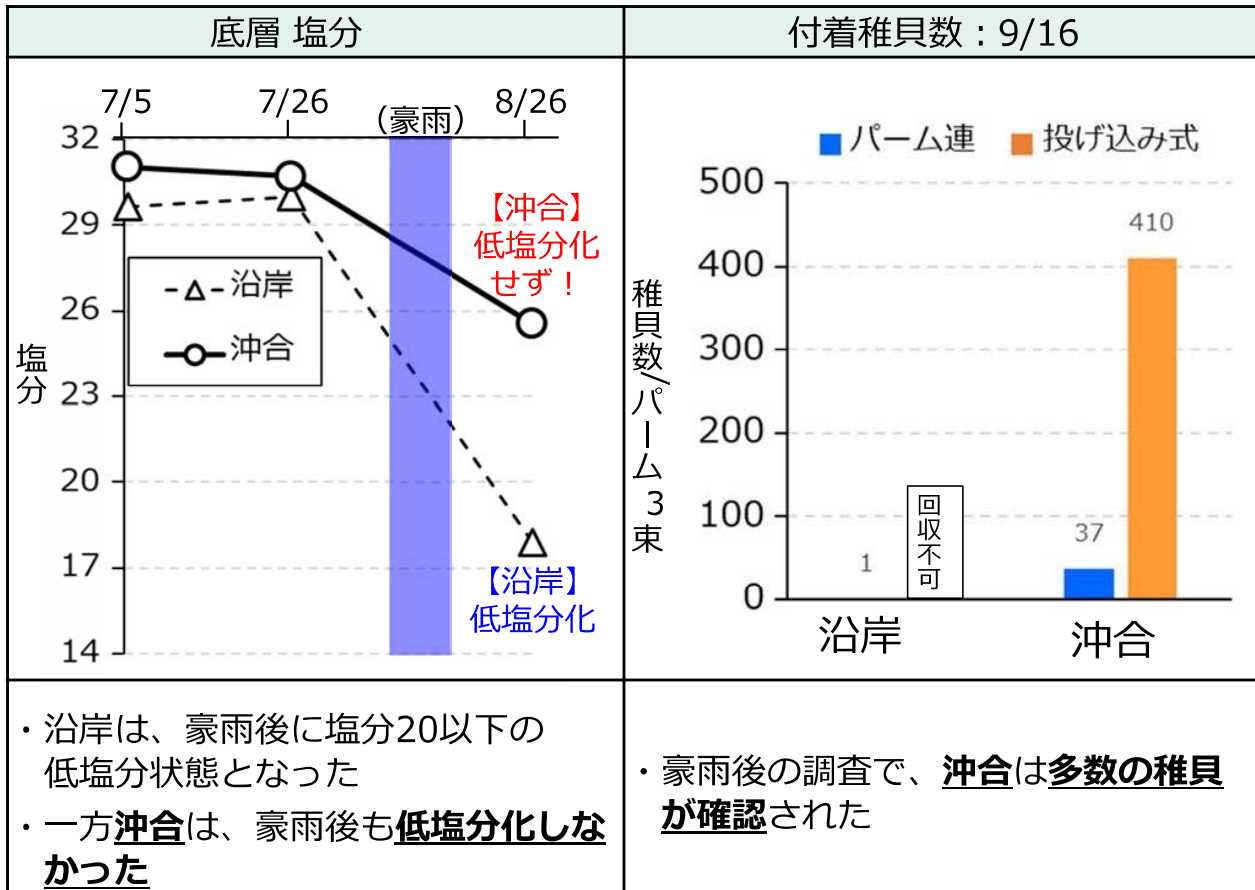
【採苗器】



【設置数】

	①パーム連	②投げ込み
東与賀	10 基	100 個
たら	5 基	20 個

【結果】



【まとめ】

沖合で

- ・ 稚貝の採苗は可能
- ・ 豪雨による低塩分の影響を受けにくく、稚貝は生残

採苗器	採苗稚貝数	
パーム連	0.4万個	計 4.5 万個
投げ込み式	4.1万個	

【今後】

- ・ 資源回復には、採苗器の設置が必須
- ・ 県ではR4年度も資源増の取組を実施
 - 水産課 : 「採苗器の支援」
 - 有センター : 「沖合での母貝造成」

水産第 3231 号

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江)

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する 規程（案）の概要

海区漁業調整委員会事務局

制定の理由

佐賀県職員給与条例が改正され、給与からの控除に関する規定が設けられることに伴い、海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関し必要な事項を定める必要があるため。

※佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）は、令和3年11月定例県議会に提案中

告示案の概要

- 1 職員の給与からの控除に関し必要な事項について、佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則（令和3年佐賀県規則第 号）の規定の例によることとした。（第2条関係）
- 2 令和4年1月1日から施行

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規程を次のように定める。

令和3年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 西久保和敏
松浦海区漁業調整委員会 会長 川 寄 和 正

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規程 (案)
(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第2条の3の規定に基づき、海区漁業調整委員会が任命する職員(以下「職員」という。)の給与からの控除に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与からの控除に関し必要な事項)

第2条 職員の給与からの控除に関し必要な事項については、佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則(令和3年佐賀県規則第 号)の規定の例による。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

佐有漁協指第292号

令和3年12月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

(公印省略)

令和3年度の潜水器漁業の許可について（報告）

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
有明海における潜水器漁業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記のとおり報告がありました。
つきましては、潜水器漁業者の意向をお汲み取りのうえ、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 一、添付書類 佐賀県潜水器業者会会長より組合長宛
「令和3年度の潜水器漁業の許可について」



佐有漁協指第291号

令和3年12月8日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県潜水器業者会

会長 貞包 保則

(公印省略)

令和3年度の潜水器漁業の許可について（報告）

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
有明海における潜水器漁業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年度のタイラギ漁期を迎えるにあたり、タイラギ生息状況調査結果を踏まえ協議したところ、下記のとおり決定しました。
つきましては、当業者会の意向をお汲み取りのうえ、潜水器漁業につきましては、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

令和3年度の潜水器漁業に係る許可申請は行わない。